

介護保険 負担限度額認定申請書

令和 年 月 日

高砂市長 様

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ	タカサゴ タロウ	被保険者番号	0 0 0 0 1 2 3 4 5 6
被保険者氏名	高砂 太郎	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
生年月日	明・大 昭 17年 1月 20日	性別	男 ・ 女
住所 (住民登録地)	〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1-1 電話 079 (000) 0000		

配偶者の有無	有 ・ 無 (※「無」の場合は以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。)			
配偶者について	フリガナ	タカサゴ ハナコ	生年月日	明・大 昭 17年 12月 4日
	氏名	高砂 花子	個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8
	住所	※被保険者の住所と違う場合に記載してください。 電話 ()		
	課税状況	市町村民税 課税 ・ 非課税		

本人の収入等に関する申告	<input type="checkbox"/>	①生活保護受給者または、市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者で預貯金が1,000万円(夫婦で2,000万円)以下				
	<input checked="" type="checkbox"/>	②市町村民税非課税世帯に該当し、本人の課税年金収入額と非課税年金※およびその他の合計所得金額の合計が年額80万円以下で、預貯金が650万円(夫婦で1,650万円)以下				
	<input type="checkbox"/>	③市町村民税非課税世帯に該当し、本人の課税年金収入額と非課税年金※およびその他の合計所得金額の合計が年額80万円超、120万円以下で、預貯金が550万円(夫婦で1,550万円)以下				
	<input type="checkbox"/>	④市町村民税非課税世帯に該当し、本人の課税年金収入額と非課税年金※およびその他の合計所得金額の合計が年額120万円超で、預貯金が500万円(夫婦で1,500万円)以下				
預貯金等に関する申告	預貯金額	3,020,398円	有価証券(評価概算額)	0円	その他(現金・負債金)	(現金) 200,123円

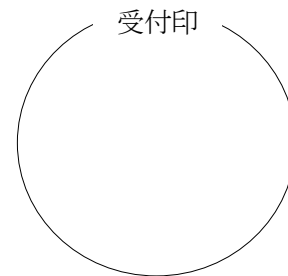
※遺族年金、障害年金、寡夫年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。

申請者が被保険者本人の場合は下記の住所・氏名についての記載は不要です。

申請者氏名	高砂 二郎	本人との関係	長男
申請者住所	〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000 電話 000 (000) 0000		

※注意事項

- この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- 預貯金等については、通帳はお持ち分すべてを記帳し(2か月以内の記帳を有効とします)コピー(「表紙」と「最終記帳から2ページ分」)を添付して下さい。配偶者がいる方は本人と配偶者の通帳のコピーの提出が必要です。
- 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及びその額の最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。



→裏面も必ずご記入ください。

同意書

高砂市長 様

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者または銀行、信託会社その他の関係機関（以下「銀行等」という。）に私及び私の配偶者（内縁関係の者を含む。以下同じ。）の課税状況、年金受給状況及び預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、貴市長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

令和 3年 6月 13日

<本人>

住所 高砂市荒井町千鳥1丁目1-1

氏名 高砂 太郎

<配偶者>

住所 高砂市荒井町千鳥1丁目1-1

氏名 高砂 花子

※申請書及び同意書に記入漏れ等、不備がある場合は審査できませんので、必ず表面の注意事項を熟読の上、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

確認項目	
市 記 入 欄	【注意】 申請には「 <u>預貯金等に関する申告</u> 」欄に記載する金額の元となる書類を添付してください。 (本人及び配偶者のものがが必要です) 対象となるものは以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none">・預貯金等通帳のコピー ※最終ページから2ページ分の通帳のコピーが必要です。 ※複数所有している場合はすべての通帳のコピー（定期預金も含む） ※2か月以内に通帳記入していない場合は通帳記入してから最終ページをコピーしてください。
	<ul style="list-style-type: none">・有価証券、金・銀（積立購入を含む）等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属、投資信託 ※証券会社や銀行の口座残高のコピー (ウェブサイトのコピーも可)
	<ul style="list-style-type: none">・タンス預金（現金） ※自己申告
	<ul style="list-style-type: none">・負債 ※借入書のコピーなど